

下島自主防災会規約

（名称及び本部）

第1条 この会は、下島自主防災会（以下、「本会」と記載します。）といい本部を下島自治会館におく。

〈目的〉

第2条 本規約は、下島地域の居住者が自主防災活動を行うにあたって、守るべき事項を定めた規約で、住民の相互扶助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震など」と記載します。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（会員）

第3条 本会の会員は下島地域内の居住者とする。但しパレットガーデン自治会を除く。

（事業）

第4条 本会は第2条の目的を達成するため、次のことを行う。

- （1）防災に関する知識の普及に関すること。
- （2）地震などに対する災害予防及び応急対応に関すること。
- （3）地震などの発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出、救護、避難誘導及び給食給水に関すること。
- （4）防災訓練の実施に関すること
- （5）防災資機材などの整備点検、備蓄に関すること。
- （6）その他、本会の目的を達成するために必要なこと。

〈組織〉

第5条 上記事業をより効果的に行うため、別に「1. 自主防災の基本事項」「2. 役員の行動基準」、「3. 自主防災組織」を定め運営する。

（役員）

第6条 本会に次の役員をおく。

| | |
|-----------------|----|
| 1. 会 長（自治会長） | 1名 |
| 2. 副会長（自治会、副会長） | 3名 |
| 3. 会 計（自治会、会計） | 1名 |

| | |
|-----------|----|
| 4. 防災部長 | 1名 |
| 5. 副防災部長 | 2名 |
| 6. 女性消防隊長 | 1名 |
| 7. 福祉部長 | 1名 |

(役員の仕事)

第7条 本会の役員の仕事

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括し、地震などの災害発生時における応急活動の指揮命令を行う。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。
3. 防災部長は、本会の防災活動の指揮命令を行う。
4. 副防災部長は、防災部長を補佐し、防災部長に事故あるときはその職務を行う。
5. 福祉部長は民生委員と連携して、避難場所への避難誘導を図る。

(防災計画)

第8条 本会は、地震などによる被害の防止および軽減を図るため、次の事項の防災計画を作成する。

1. 防災組織の編成および任務分担に関すること。
2. 防災知識の普及に関すること。
3. 防災訓練に関すること。
4. 情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導及び給食給水に関すること。
5. 防災資機材等の備蓄および管理に関すること。
6. その他必要な事項

(自主防災会議)

第9条 本会の会議は、役員をもって構成し、必要に応じて会長が召集する。

1. 上記に係わらず会長は役員以外に必要と認める者を任命し召集出来る。
2. 本会の会議の議長は、会長とし、出席役員をもって成立し議決は、出席者の過半数をもって決する。但し、可否同数の時は議長の決するところによる。
3. 本会の会議の定数は12人以内とする。

(経費)

第10条 本会の運営に要する経費は、町交付金および自治会費等より支出し、経費の収支事務は、自治会会計担当者がまとめるものとする。

〈会計年度〉

第 11 条 会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

〈その他〉

第 12 条 その他必要な事項については、自主防災会議の承認を得て決する。

付則

1. この規約は、昭和 58 年 4 月 1 日より施行する。
2. 規約改正に伴う改正、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。
3. 一部改正、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
4. 一部改正、平成 21 年 7 月 26 日より施行する。
5. 一部改正、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
6. 一部改正、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

1. 自主防災の基本事項

自主防災：それは、自分のことは自分自ら守ることから始まる。
そして地域はみんなの手で守る。

◎各世帯の責務；個

各人は、常に防災意識を持ち、日頃から“いざ”と言うときに備えなければならない。

◎組の責務；個から小集団へ（組内に小世帯の班を編成する）

しかしながら大地震、大火災、洪水等により個人で対応することが困難な場合は、相互扶助の精神に基づき、組を単位として事態に対処しなければならない。

◎自治会の責務；小集団から集団へ（地区自治会）—（自治会全体）

さらにその被害が広範囲におよび、組単位では困難な事態が発生したときは、地区自治会—下島自治会として取り組み、被害を最小限に止めることに努めなければならない。

(1)【個人（世帯）の責任において守るべき事項】

イ) 平常時

- ①火災予防に万全を期すること。
- ②非常時に備え消火器等を備え、取り扱い方法を熟知しておくこと。
- ③〔非常食・水〕3日分を確保すると共に、夜間に備え懐中電灯、非常持ち出しの準備をしておくこと。
- ④大地震に備え家具等の転倒防止を図ること。
- ⑤身近な避難場所（組指定）は、家族で確認しておくこと。
 - 第一次避難場所（地区自治会別）第二次避難場所（自治会全体—開成町駅前公園）
 - 開成駅前第2公園（東地区自治会 19組）
 - 屋敷下第1公園（南地区自治会 10組）
 - 開成町駅前公園（西地区自治会 12組）
- ⑥防災訓練、消火栓放水訓練等に参加し、防災の知識、技術の習得に努めること。
- ⑦その他、家族構成に応じて対応策を講じておくこと。

ロ) 警戒宣言が発令された場合

- ①火災の原因となる〔火の始末〕を直ちに行い〔ガスの元栓〕を閉めること。
- ②電気のメインスイッチ（又はブレーカー）を落とすこと。
- ③〔非常食・水・非常持ち出し等〕の確認を急ぎ、手元に置くこと。
- ④〔避難出口〕を確保しておくこと。
- ⑤〔丈夫な机に身を隠す〕等身の安全を図ること。
- ⑥その他安全確保のための行動を速やかに図ること。

ハ) 発生時

- ①突発的地震が起きた場合でも、必ず〔火の始末〕をすること。
- ②地震が起きた場合、急に外に出ないこと。（出る場合は、落下物、ガラス等に注意する）
- ③避難する場合は、地割れ、倒壊物、その他危険物に注意し、安全な場所へ。

- ④家族の確認を行い、もし不明者が出た場合の体制づくり。(近隣の方々の協力)
- ⑤家族の状況、負傷者の有無を組長または連絡員に伝えること。
- ⑥火災が発生し、消火活動が可能な場合は、互いに協力して初期消火に努める。
- ⑦組長の指示により第一次避難場所へ避難する。(町防災無線放送の指示)
- ⑧第一次避難場所(地区別)から第二次避難場所(下島自治会全体)への移動もありうること。
(避難状況により会長等からの指示)

(2) 組の対応

- ①組員は、相互扶助の精神に基づき互いに援助協力しなければならない。
- ②組長は、防災担当者として下島自主防災規約に定める「役員の行動基準」及び「自主防災組織」に基づき防災部長の指示により各班は活動にあたる。

(3) 自治会(下島自主防災会)の対応

- ①「下島自主防災会規約」「役員の行動基準」及び「自主防災組織」に基づき迅速的確な対応にあたり、地域内の被害を最小限に止めることに努めなければならない。
- ②被害状況を町防災本部(災害対策本部)に伝え、速やかに救援要請等を行う。

2. 役員の行動基準

1. 目的

災害発生時(予知及び災害発生の恐れが極めて高いと判断される時を含む)役員が冷静にして迅速、的確な行動をすることにより、組織活動を最大限に発揮し、地域の災害を最小限に止めるためにこの行動基準を設定する。

2. 行動開始

- ①大地震・大火災・洪水が発生したとき。
- ②町防災無線等、行政機関からの災害発生の予知連絡があったとき。
- ③知見、経験等により、災害発生の恐れのあるとき。
- ④会長から出動要請があったとき。

3. 行動基準1

役員は、2に(行動開始)定める事態が発生したときは、直ちにヘルメット等を着用し、防災活動が出来る服装で必要品を携帯し、本部(児童館)に参集する。ただし、突如大地震が発生した場合は、組長は組内の被害状況を把握するとともに避難誘導にあたり、代理人(連絡要員)を配置する。(地区避難所に急行させ報告させる)

4. 行動基準2

防災部長は、参集した役員の点呼を行い、自主防災会長・副会長に報告し自主防災本部を設置する。

5. 行動基準3

防災部長は、直ちに自主防災会議にて決定された事項につき、自主防災会長の指示を受け防災

組織に基づく活動の指揮にあたる。

6. 防災組織活動基準4

各役割分担ごとの、平常時・非常時の役割については、[3. 自主防災組織に記述]により、それぞれの[マニュアル]分担活動に努める。

- ①副会長 — 地区内の掌握に努める。(避難場所の安全確保等)
- ②部長 — 部員の掌握に努める。[活動のマニュアル] 分担活動に努める。
- ③組長 — 代理(連絡員)・班編成の[マニュアル]づくりに努める。

3、自主防災組織

1) 役割分担 (○印の部長は責任者、各地区より複数組長が担当する)

| 役割担当班 | 事業部 | 東地区自治会 19 | 南地区自治会 10 | 西地区自治会 12 |
|--------------|--------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 1) 情報収集伝達 | ○広報部長 | | | |
| 2) 避難誘導 | ○福祉部長・福寿部長 (民生委員) | | | |
| 3) 消火・防水 | ○防災部長 | | | |
| 4) 救出・救護・避難所 | ○体育推進部長・子ども 育成部長(婦人会) | | | |
| 5) 給食・給水 | ○生涯学習部長 | | | |

2) 自主防災組織の役割

| 《非常時》 | 《平常時》 |
|--|---|
| 組長 ①組内の被害状況の把握・連絡要因の指名 ②担当地区の副会長に被害状況を報告する ③組内住民の把握、指定避難場所への誘導 | ①組内家族構成の把握に努める ②支援を要する人の把握に努める ③危険箇所、危険物の把握に努める |
| ①情報収集伝達班 ①被害現場の情報収集に関すること ②指令伝達に関すること ③組織内の連絡調整及び他の機関との連携に関すること(町情報無線機の扱い) | ①被害情報・対策[マニュアル]づくり ②情報伝達訓練に関すること ③必要資機材の整備点検に関すること ④無線機の点検 |

| | |
|---|---|
| <p>②避難誘導班</p> <p>①避難者人数の掌握に関する事 ②第1次避難場所への誘導に関する事 ③第2次避難場所への移動に関する事</p> | <p>①各組の人数の掌握に努める ②避難路の確保に努める ③移動【マニュアル】の作成に努める</p> |
| <p>③消火・防水班</p> <p>①火防止、初期消火に関する事 ②水害時の浸水防止に関する事</p> | <p>①防災知識の普及に努める ②建築物、河川の危険箇所点検 ③衛生処理点検の訓練に努める ④消火訓練の実施に関する事</p> |
| <p>④救出・救護・避難所班</p> <p>①負傷者の救出・搬送に関する事 ②仮設救護所の設置に関する事 ③仮設トイレの設置に関する事 ④ゴミ等の衛生管理に関する事</p> | <p>①救出救護・搬送の訓練実施 ②必要資機材の点検確保 ③衛生処理点検の訓練に努める ④衛生材料の整理点検に努める</p> |
| <p>⑤給食・給水班</p> <p>①炊き出しに関する事 ②食料飲料水・必需品等の確保に関する事 ③水機の使用に関する事 ④燃料の確保に関する事</p> | <p>①備蓄・水源の確保に努めること (貯水槽、井戸、河川等) ②必要資機材の整備点検に努める ③必要燃料の備蓄に努める</p> |

下島自主防災会組織図

